

古川民主病院「訪問診療のしおり」

～在宅患者さま・ご家族の皆さまへ～

- § 1. はじめに
- § 2. 訪問診療について
- § 3. 毎月の訪問診療のスケジュールについて
- § 4. “緊急”の往診について
- § 5. “臨時”の往診について
- § 6. 医療費のご請求・支払について
- § 7. 訪問診療を受けられる場合の自己負担
- § 8. 急がない場合の療養上のご質問、ご相談について
- § 9. 個人情報の秘密保持について
- § 10. 訪問診療についての問い合わせ先



§ 1. はじめに

古川民主病院では治療を続けなければならない方が、外来通院が困難となった場合に、あらかじめ決められたスケジュールで自宅（または療養施設）へ定期的に診察に伺う「訪問診療」を行っています。

「訪問診療」をご希望される方は、必要なお説明をさせていただき、各種の手続きが必要となってまいります。大変お手数をおかけしますが、滞りなく「訪問診療」を進めさせていただくためにご理解とご協力をよろしくお願い致します。

§ 2. 訪問診療について

患者さまとご家族のみなさまが安心して自宅で生活が送れるように、日頃から患者さまやご家族の皆さまの状況を把握していくことが大変重要となってきます。当院では、訪問診療計画に基づいて「月2回」の訪問診療を標準とさせていただきます。

また、当院では必要に応じて24時間、医師が診療出来る体制を整備し、入院できるベッドを常時確保してまいります。さらに、担当している訪問看護ステーションと緊密な連携をとり患者さまの状態を共有し訪問診療の質の向上につなげてまいります。

§ 3. 毎月の訪問診療のスケジュールについて

毎月の訪問診療スケジュールにつきましては、月末に電話でご連絡をさせていただきます。訪問診療の予定日に不都合等ございましたら、ご連絡を頂きますようお願い致します。改めて訪問診療日の調整を行わせて頂きます。

また、訪問診療を行う医師の訪問日程についても患者さま・ご家族に提示してまいります。

§ 4. “緊急”の往診について

日中の緊急往診のご相談は、古川民主病院「在宅診療室」までご連絡を入れて頂くようお願い致します。（連絡先はP3を参照ください。）

時間外及び休日・夜間に患者さまの容態が急変した場合や、緊急に往診が必要と考えられた場合は、まず担当しております「訪問看護ステーション」に連絡を入れて頂くようお願い致します。その上で必要に応じて緊急の往診を行う事になります。

緊急の往診が必要との判断に至った場合には、ご家族の方にお車のご用意をお願いする場合がございます。また、患者さまの状況によっては、救急車での対応が必要となる場合もございますので、予めご了承いただきますようお願い致します。

§ 5. “臨時” の往診について

患者さまの状態が安定しており緊急性がない場合で、数日以内の臨時往診を希望される場合は、担当しております「訪問看護ステーション」または古川民主病院「在宅診療室」にご相談ください。

§ 6. 医療費のご請求・支払について

訪問診療の医療費は医療保険で決められております。その医療保険に従って費用を計算させていただきます。また、医療保険では訪問診療を行った内容及びその時々患者さまの状態等によって費用が変わってくる場合がございます。予めご了承頂きますようお願い致します。

医療費の請求につきましては、月初めにご請求をさせて頂いております。その際皆様には事前に「口座振替」の手続きを行って頂きますようお願いしております。

§ 7. 訪問診療を受けられる際の窓口負担について

健康保険法・高齢者医療確保法に基づいて厚生労働省が定める診療報酬点数表に従って請求を行っております。

訪問診療を行う回数や患者さまの状態などによって請求額の内容が変動致しますので、予めご了承のほどをお願い致します。

<定期的な訪問診療時の概算>

主な項目	内容
在宅時医学総合管理料	月2回以上の計画的な定期訪問診療を受け、24時間体制での在宅療養を受ける場合。
在宅患者訪問診療料	在宅療養中の患者さまへの定期訪問診療。(月2回の訪問診療となります。)
訪問看護指示料	訪問看護ステーションに対し医師より在宅療養の留意点を書面で指示した場合。
包括的支援加算	通院が特に困難と考えられる患者さま、関係機関との連携に特に支援を必要とする患者さまについての、総合管理料に対する加算。
診療情報提供書 (介護支援専門員)	在宅で療養中の患者さまの診療情報を介護支援専門員へ提出した場合。

※金額の詳細は別紙参照

【注意】

- 1) 在宅療養指導管理料等や栄養指導及び検査など、療養上必要な行為が行われた場合は別途追加になります。
- 2) 1時間以上の訪問診療の場合は、30分毎に追加請求(1割負担で100円)となります。
- 3) 介護保険にて居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)を契約されている方は月々別途請求がございます。

〈患者さまのお求めに応じて往診を行った場合の概算〉

主な項目	往診時間	1割窓口負担の場合
往診料 (診療時間外、休日などの条件 に応じて時間外加算が算定され ます)	往診料	720円
	時間内(8時～13時)	+ 850円
	休日	+ 1,700円
	夜間(18時～22時、 6時～8時)	+ 1,700円
	深夜(22時～6時)	+ 2,700円

【注意】

- 1) 往診とは、病状の変化時患者さまやご家族の求めに応じ、医師が患者さまのご自宅に出向いて臨時でおこなう診療です。訪問診療は、医師がご自宅を定期的に訪問する診療です。
- 2) 上記〈患者さまのお求めに応じて往診を行った場合の概算〉に別途診察料が加わります。予めご了承下さい。

〈車代について〉

患者さまご自宅への移動にかかる交通費として以下の基準でご請求させていただきます。

- 1) 2kmまでは、400円+消費税となります。
- 2) その後、1km増すごとに100円+消費税が加算されます。
- 3) 必要に応じタクシー等を利用した場合は、実費請求させていただきます。

§ 8. 急がない場合の療養上のご質問、ご相談について

慢性的な症状への対応、軽い症状の変化、生活上の相談などのご質問やご相談は定期の訪問診療時にお尋ね下さい。

§ 9. 個人情報の秘密保持について

訪問診療で知り得た患者さま・ご家族に関する個人情報は、該当する他施設との連携など療養上必要な場合以外は、他へ提供いたしません。患者さま・ご家族に関する個人情報については、古川民主病院「個人情報保護規定」に準じて取り扱わせていただきます。

§ 10. 訪問診療についての問い合わせ先

1) 平日・日中の連絡先

- ・担当窓口：「在宅診療室」 代表電話：0229-23-5521
- ・時 間：平 日 8：30～17：00
土曜日 8：30～12：30

2) 休日・祝日・夜間の連絡先

- ・担当窓口：「診療サービス課」代表電話：0229-23-5521
- ・時 間：休日・祝日 8：30～翌8：30
平日夜間 17：00～翌8：30
土曜日 12：30～翌8：30

★当院では24時間、診療サービス課が直接連絡を受ける体制を整えております。



2021年4月

公益財団法人宮城厚生協会
古川民主病院
院長 呉 賢一

〒989-6115 宮城県大崎市古川駅東2丁目11-14
TEL: 0229-23-5521
FAX: 0229-24-1544